

教員免許状課程(教育職員免許法 第6条別表第4)

教育職員免許法第6条別表第4(同校種他教科免許状の取得)

中学校または高等学校の教員免許状をすでに所持している方が、本学にて必要科目(単位)を修得することにより所持する教員免許状と同校種他教科の教員免許状を取得する方法です。

〔参考〕教育職員免許法に定める教員免許状取得に必要な単位数

現在所有する免許状	中学校1種・専修免許状	中学校1・2種・専修免許状	高等学校1種・専修免許状
取得可能な免許状の校種	中学校教諭1種免許状	中学校教諭2種免許状	高等学校教諭1種免許状
最低修得単位数	教科に関する科目	10	20
	教職に関する科目	3	4

【開講科目一覧】

登録・履修することができる科目は、pp.114~120に掲載の通りです。

【履修科目について】

- ◆出身大学・短期大学、または他大学や他短期大学等において、取得希望する教科にかかる科目の一部を修得している場合、現職の方は勤務する学校の所在地の都道府県教育委員会に、現職でない方は、居住地の都道府県教育委員会で必ず履修科目(単位)の指導を受けてください。
- ◆また履修指導を受ける際は、単位修得をした大学・短期大学より「学力に関する証明書」を事前に取り寄せ提示するとともに、**必ずこの冊子を持参**して、pp.114~120に掲載の自身の取得希望する教科の表を提示したうえで指導を受けてください。

【教員免許状の授与申請について】

履修科目(単位)の指導を受けられた都道府県教育委員会に各自で申請(個人申請)をしてください。

【注意事項】

- ◆本学通信教育課程では、履修科目(単位)の確認・指導を行なうことはできません。
- ◆出願後、登録した履修科目を変更・追加することはできません。
- ◆高等学校教諭1種免許状「福祉」において、「教科に関する科目」の中にある「社会福祉総合実習」にかかる科目(単位)については、科目履修コースでは開講していません(登録・履修はできません)。
- ◆教育職員免許法第6条別表第4を根拠として教員免許状を取得する場合の最低修得単位数は、上記の表に掲載している通りですが、pp.114~120に掲載する表には、その最低修得単位数を超えて修得が必要な教科があります。これは、教員免許状を取得するために、法定科目の各系列において本学が●印を付す必修科目(一般的包括的内容を含む科目)の単位をすべて修得する必要があることによります。
- ◆「社会・地理歴史・公民」は、登録単位数の上限(56単位)を超過することから、教育職員免許法第6条別表第4を根拠に3教科を一度に取得することはできません。